

第 236 回  
神奈川県都市計画審議会  
議事録

令和 2 年 10 月 20 日 (火)  
神奈川産業振興センター 第 1 + 第 2 会議室

## 議 事 経 過

### 【会長の選任及び会長職務代理者の指名について】

議事に先立ち、神奈川県都市計画審議会条例の規程に基づき、高見沢委員が会長に選任され、中村委員が会長職務代理者に指名されました。

### <開会>

#### 【高見沢議長】

ただいまから「第236回 神奈川県 都市計画審議会」を開会いたします。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

福田大輔委員及び奥真美委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、案件の審議に入ります。

本日、御審議いただく案件は、お手元の案件表に記載のとおり、全部で2件でございます。

また、案件の審議終了後に、委員の皆様にご報告したい事項が1件ございます。内容は、「かながわ都市マスタープランの改定素案について」でございます。

まず、議第4388号「伊勢原都市計画区域区分の変更」につきまして、幹事の説明を求めます。

#### 【池田幹事】

それでは、議第4388号「伊勢原都市計画区域区分の変更（伊勢原大山インターチェンジ周辺地区）」について、御説明いたします。

お手元の議案書、図面集ともに、1ページからとなりますが、説明は右上に審議事項説明資料①と記載のある資料を中心に進めさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

案件の説明に先立ち、第7回線引き見直しで設定した保留区域の編入状況について簡単に、説明させていただきます。

青い丸でお示した、「厚木市南部産業拠点酒井地区」、「寒川町田端西地区」、「小田原市鬼柳地区」の3地区の保留区域は、令和元年7月に本審議会からの可決の答申を受け、令和元年9月に市街化区域に編入しております。

また、赤い丸でお示した箇所は、本日、御審議いただく「伊勢原市伊勢原大山インターチェンジ周辺地区」です。

資料の3ページをご覧ください。改めて、位置図を示しています。

本案件は、第7回線引き見直しにおいて保留区域に設定していた「伊勢原大山インターチェンジ周辺地区」を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

資料の4ページをお開きください。まず、位置関係の説明です。

伊勢原市を中心とした位置図を示しています。黄色で着色された区域が、伊勢原市域です。伊勢原市は、北側は厚木市、南側は平塚市、西側は秦野市に接しています。

伊勢原市のほぼ中央に、赤枠で示しているのが、区域区分を変更しようとする伊勢原大山インターチェンジ周辺地区です。本地区は、市の南側に位置する、青色で示した小田急小田原線「伊勢原駅」から、北西約3キロメートルに位置しています。

紫色の線が自動車専用道路であり、本地区の北側、東西方向に、新東名高速道路、本地区の地区内、南北方向に、厚木秦野道路、本地区の南側、東西方向に、東名高速道路がそれぞれ配置されています。そのほか、本地区の南側、東西方向に、赤い線で示した国道246号が配置されています。

次に、中央に赤枠で示す区域を中心に拡大します。

資料の5ページをご覧ください。赤枠で示しているのが、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区約28.2ヘクタールです。

本地区の北側には、令和2年3月に開通した新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジがあり、地区内に現在事業中の厚木秦野道路、整備済みの3・4・10号西富岡石倉線が配置されています。伊勢原大山インターチェンジは、本地区の北東に位置する「伊勢原大山インターチェンジ入口」交差点において、西富岡石倉線に接続されており、本地区へのアクセスも容易となっています。

資料の6ページをお開きください。

令和元年10月に撮影された航空写真を示しています。次に、現在の土地利用状況が分かるよう、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区を拡大します。

資料の7ページをご覧ください。

現況の土地利用については、農地が約4割、区域の北西側に立地する産業能率大学が約2割、道路用地が約2割であり、そのほか、約2割が住宅や山林などとなっています。

資料の8ページをお開きください。次に、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区に関する上位計画を説明します。

平成28年11月に告示した「伊勢原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「地域毎の市街地像」、「新市街地ゾーン」において、本地区を含む『高部屋(たかべや)地域には、その交通利便性を生かした産業機能と地域の生活の核となる都市機能を適切に配置することにより、豊かな自然環境や集落環境と調和した新たな新市街地の形成をめざす。』としています。

資料の9ページをご覧ください。

さらに、「市街化調整区域の土地利用の方針」において、『高部屋地域については産業系用地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえで、市街化区域へ編入するものとする。』としています。

資料の10ページをお開きください。

また、「伊勢原市都市マスタープラン」の「都市づくりの基本方針」、「新たな産業基盤の創出」において、『(仮称)伊勢原北インターチェンジ周辺地区を産業拠点として位置づけ、広域交通ネットワークを生かした新たな産業基盤を創出します。』とされています。

なお、(仮称)伊勢原北インターチェンジは、伊勢原大山インターチェンジとして開通しています。

資料の11ページをご覧ください。

次に本地区の調整状況ですが、道路、公園等の配置や建築物の用途などを示した「土地利用計画案」及び設計概要や資金計画を示した「事業計画案」に関し、地権者とのおおむねの合意形成が図られたことから、土地区画整理組合の設立認可を受けられる見込みとなりました。このことにより、本地区の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、農林漁業など、関係機関との調整を行い、今回、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区、約28.2ヘクタールを市街化区域に編入するものです。

資料の12ページをお開きください。次に、土地利用計画案の概要について説明します。

本地区は、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジに直結し、幹線道路が配置されていることから、工業を主体とした土地利用を図ることとしています。また、土地区画整理事業において、茶色で示した区画道路や、緑色で示した公園など、必要

な基盤整備を行うこととしています。なお、既存の大学については、紫色で示した大学用地に、引き続き存続することとしています。

資料の13ページをご覧ください。

用途地域については、今回、区域区分の変更にあわせて、伊勢原市が決定します。

本地区においては、土地区画整理事業による基盤整備が進み、また、具体的な土地利用がより詳細に定まるまでの間、暫定的に、「工業専用地域」を指定することとしています。

資料の14ページをお開きください。

以上、伊勢原都市計画区域区分の変更（伊勢原大山インターチェンジ周辺地区）についてとりまとめますと、本地区において、赤い線のとおり区域区分を定め、市街化調整区域から市街化区域に編入します。

資料の15ページをご覧ください。

市街化区域の面積は、28.2クータル増加し、1,207ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、28.2ヘクタール減少し、4,349ヘクタールとなります。

資料の16ページをお開きください。

関連する伊勢原市決定の案件は、用途地域の変更、下水道の変更、土地区画整理事業の決定、地区計画の決定の4案件あり、これらの案件については、令和2年10月2日開催の伊勢原市都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

資料の17ページをご覧ください。最後に、縦覧等の手続きについて説明します。

伊勢原都市計画区域区分の変更について、都市計画素案の閲覧とともに、公述の受付を、令和2年1月7日から28日まで行ったところ、公述の申し出はありませんでした。また、都市計画案の縦覧とともに、意見書の受付を、令和2年8月4日から18日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議第4388号「伊勢原都市計画区域区分の変更」についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 【高見沢議長】

ただいま、幹事から、議第4388号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

#### 【福田委員】

2点ほどお聞きしたいのですが、今回の対象エリアについて、区域の形が若干凹んでいるところがあるのですが、この部分の扱いは、私の理解だと、今回用途地域を工業専用地域とすることが想定されているのに対して、この凹んでいるあたりを航空写真で見ると住宅地となっていることから、工業専用地域に指定する区域に含めない方がいいという配慮があつてのものだと思いますが、ここだけ形がいびつになっている理由を教えてください。

それからもうひとつ、インターチェンジの周りだけが飛び地の市街化区域となり、既に市街化区域になっている東名高速道路の南側との間に市街化調整区域が挟まれています。挟まれた市街化調整区域となっているエリアについて、今後の計画や見通しがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### 【池田幹事】

1点目について、お手元の資料12ページをご覧ください。今回工業地ということで、ある程度まとまった住宅地は区域から外すよう設定した結果、地区

東側がこのような凹んだ形状となっております。また、凹んでいる部分の住宅地に沿うような形で周りを黄色の色塗りをさせていただいておりますが、これは現在この地区内に点在している住宅を集約して、住宅用地としようと考えているものでございます。なお、工業専用地域は暫定的に指定する用途ではありますが、将来的に工業系の土地利用を図ることに変わりはありませんので、産業用地との間に区画道路によるバッファゾーンを設けた形で集約をさせていただくところでございます。

2点目について、13ページをご覧くださいと思います。今回赤枠で示した区域については、周りが市街化調整区域となっております。一方、右下の東名高速道路の南側については、市街化区域が連担しているという状況でございます。今回この飛び地をあえて市街化区域にするというのは、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジができたことによるインターチェンジ周辺のポテンシャルを鑑みまして、この地域を工業地として発展させていこうという考えによるところでございます。このようなインターチェンジ周辺の区域につきましては、県の線引き見直しの基準でも20ha以上の区域であった場合には、飛び地であっても市街化区域として設定が可能ということにさせていただいております。このインターチェンジを活用して工業を発展させていきたいという考えでございます。

間に残った市街化調整区域でございますが、区域の南側に大山に向かう街道がございます。その街道沿いに集落が形成されておりますが、密度はそれほど高くなく、農家などが多いため、引き続き市街化調整区域と考えているところでございます。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございます。

前半の方ですが、この凹んだところの住宅地に、今回の線引きを見直すところの黄色の部分をつけて割とまとまった住宅地にしますという意図は分かったのですが、後半の一旦工業専用地域にしておくことについて、県の仕事ではないかもしれませんが、工業専用地域だと住宅が建たないということになってしまうので、どのようなタイミングでどのように将来のことを考えているか、というところがもし分かりましたら教えてください。

#### 【池田幹事】

詳細な土地利用計画が明らかになるまでの間は、自由に土地利用されないようにするため、工業専用地域に一旦させていただきますけれども、将来的には2つの用途地域を考えてございます。12ページで紫色の色塗りがされている部分が大学の用地となり、ここを中心として区画道路できりのいいところまでが、大学を維持していこうということで準工業地域を、その他につきましては、工業地域にしていこうと想定しているところであり、土地区画整理事業の仮換地指定を終え、使用収益が開始されるタイミングで、本用途への用途変更を伊勢原市さんは考えられていると聞いております。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございます。

住宅のところをどうするかというのは気になるころではありますが、併せて地区計画を決定されるとのことなので、場合によってはそこにお考えが示されているというようになるのでしょうか。

#### 【池田幹事】

地区計画の決定は、伊勢原市の案件でございますが、今回の地区計画は、主に目標とか方針に係る部分を定めるものでございます。実際の壁面後退などの制限については、最終的に本用途を指定すると同時に、地区整備計画を決定していこうと考えており、この中で住宅に隣接する産業用地には、壁面後退を設定するなどの配慮を伊勢原市さんは求めていくことを考えていると聞いております。

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。その他、何か御質問・御意見はございますでしょうか。

あとひとつ、図面の関係でやや分かりにくいかなと思ったのですが、中央に3・4・10号西富岡石倉線というのが計画されていますよね。今回のエリアの色が塗ってある部分だけ見ると真ん中にくねくねと中心的な道路が書かれているのですが、地区全体のメインの道路というのはこの西富岡石倉線なのか、それともインターチェンジに直接結びつけられるのか、その辺が読み取りにくかったのですが。本日は残念ながらスクリーンがないので説明が難しいと思うのですが、若干補足していただけますか。

**【池田幹事】**

それでは5ページをご覧くださいと思います。地区の真ん中に茶色で示したのが3・4・10号西富岡石倉線でございます。もう一方、真ん中に一部事業中となっている紫色の点線で示したのが、厚木秦野道路でございます。まず新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジを降りた車は、4車線の西富岡石倉線に、区域の北側の交差点で接続し、本地区にアクセスするメインの道路になります。次に12ページをご覧くださいまして、茶色で示させていただいている区画道路のうち、地区の真ん中を南北に貫いている道路がメインの区画道路となります。この区画道路は、掘割構造となる厚木秦野道路の上空を橋梁により通過し、西富岡石倉線と交差点を形成することで、インターチェンジから本地区へ容易にアクセスできる状況になります。

**【高見沢議長】**

そうすると、3・4・10号西富岡石倉線と、平面でメインの道路が交差すると。

**【池田幹事】**

はい、そうです。

**【高見沢議長】**

あとは、メインの道路の右端と左端にはそれなりの受ける道路が走っていて、そこにつながりますということによろしいですね。

**【池田幹事】**

そうです。それぞれ行った先で、2車線の道路につながるということでございます。

**【高見沢議長】**

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

**【福田委員】**

先ほどの御説明で、インターチェンジ周辺の土地のより効率的な土地利用というと

ころは理解できたんですけれども、そうしますと、例えば新東名高速道路の北側の近隣部分もポテンシャルという意味では同じように感じるのですが、今回市街化区域に編入されないというのは何か理由があるのでしょうか。

**【池田幹事】**

この地域に、インターチェンジができるということ、地元によくお話をさせていただいたところ、地形的な条件や地元の意向等を受けて、最終的にこちらの区域でまとまりのある工業地を作っていこうということで合意形成が図られたと聞いております。以上でございます。

**【高見沢議長】**

はい、ありがとうございます。

やや残念な感じもしますが、いろんな経緯があつてこのようになったということと理解いたします。

他はいかがでしょうか。

ございませんようでしたら、意見も出尽くしたようですので、採決に入りたいと思います。

それでは、議第4388号を原案どおり可決してよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。

それでは、議第4388号は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議第4389号「相模原都市計画区域の変更」につきまして、幹事の説明をお願いいたします。

**【池田幹事】**

それでは、議第4389号「相模原都市計画区域の変更」について、御説明いたします。

お手元の議案書は7ページ、図面集は3ページからとなりますが、説明は右上に審議事項説明資料②と記載のある資料を中心に進めさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

相模原市は神奈川県北部に位置しており、市の北部は東京都に接しています。

黄色で着色された相模原市域のうち、東側の赤い線で囲った箇所が相模原都市計画区域です。

本案件は、黒枠で示した箇所について、相模原市と東京都町田市の行政境界の変更に伴い、相模原都市計画区域を変更するものです。

資料の3ページをご覧ください。

まず、相模原市と東京都町田市の行政境界及び、都市計画区域の変更の考え方について、説明します。

両市の行政境界は、二級河川境川の改修前の中心線で定められており、この行政境界が、河川改修後の新たな河川の中心線に基づき、変更されます。

具体的には、概念図にお示ししているように、黒い破線が改修前の蛇行した境川となり、黒い線で示した河川の中心線が現在の行政境界です。この蛇行する境川を、青い色のように改修した後に、赤い鎖線で示した新たな河川の中心線を、行政境界として変更されるものです。

これにより、赤い色の区域は、町田市から相模原市に行政区域が変更されることに伴い、相模原都市計画区域に編入し、オレンジ色の区域は、相模原市から町田市に行政区域が変更されることに伴い、相模原都市計画区域から除外するものです。

資料の4ページをお開きください。

行政境界の変更は、「東京都及び神奈川県との境界にわたる町田市、相模原市及び大和市の境界変更に関する基本方針」に基づき、行われています。この方針では、境界変更の実施区間については、境川が都県境となっている全区間について、原則として、下流から実施することとされています。また、新たな行政境界の位置については、改修後の境川の中心とすることとされています。

資料の5ページをご覧ください。都市計画区域の変更手続きについて、説明します。

都市計画法第5条第3項には、県は、都市計画区域を指定しようとするときは、県都市計画審議会の意見を聴くことと定められております。このため、今般、相模原都市計画区域を変更するにあたり、本審議会の意見を聴くものです。なお、都市計画区域案の縦覧及び意見書の受付については、法令上必要とされていないため、行っておりません。

資料の6ページをお開きください。行政境界変更の全体概要を説明します。

はじめに、位置関係でございます。青い線が主な鉄道であり、東西方向にJR横浜線、南北方向にJR相模線が位置しています。赤い線が主な国道であり、東西方向に国道16号、南北方向に国道129号が位置しています。黒い鎖線が相模原市の行政境界であり、北側が町田市に接しています。この北側の行政境界沿いに示した黄色い線が二級河川境川です。このうち、水色の線で示す区間が河川改修済みとなっています。行政境界の変更は、境川の改修状況等を勘案し、下流側から行うことを基本としております。

これまで、行政境界の変更に伴う都市計画区域の変更は、左側の表に示したとおり、平成11年から6回行っております。

今回は、第7期区間と第6期区間の一部について、行政境界の変更が行われるため、都市計画区域の変更を併せて行うものです。

それでは、赤い鎖線の枠で示した今回変更する区間について、拡大図で説明します。

資料の7ページをご覧ください。第7期区間を②から④の赤枠で示しています。

このうち、地権者等の合意が得られた赤い線で示した箇所について、今回、行政境界の変更が行われます。

また、①の赤枠で示した区間は、平成28年に行政境界の変更が行われた第6期区間ですが、今回、新たに地権者等の合意が得られたことから、行政境界の変更が行われます。

それでは、赤枠で示した①から④の箇所について、下流側の①から順に、説明します。

資料の8ページをお開きください。まず、①について拡大図で説明します。

前回の第6期区間の行政境界の変更時には、地権者等の合意が得られず、行政境界の変更が見送られた箇所ですが、今回、合意が得られた箇所について、行政境界が変更されます。黒い線が、現在の行政境界です。青い色のように河川改修が行われ、改修後の河川中心線である赤い鎖線に行政境界が変更されます。なお、黒い楕円でお示しました箇所は、地権者等の合意が得られなかったため、行政境界の変更は行われません。

今回の変更に伴い、赤い色の区域の飛地を含めた2箇所、合計約0.17ヘクタールについて、相模原都市計画区域に編入します。オレンジ色の区域の飛地1箇所、約0.01ヘクタールについては、相模原都市計画区域から除外します。



資料の9ページをご覧ください。次に、②について拡大図で説明します。

この箇所では、赤い色の区域の飛地を含めた6箇所、合計約0.31ヘクタールについて、相模原都市計画区域に編入します。オレンジ色の区域の飛地を含めた7箇所、合計約0.31ヘクタールについては、相模原都市計画区域から除外します。

資料の10ページをお開きください。次に、③について拡大図で説明します。

この箇所では、赤い色の区域の5箇所、合計約0.25ヘクタールについて、相模原都市計画区域に編入します。オレンジ色の区域の飛地を含めた6箇所、合計約0.38ヘクタールについては、相模原都市計画区域から除外します。

資料の11ページをご覧ください。次に、④について拡大図で説明します。

この箇所では、赤い色の区域の1箇所、約0.01ヘクタールについて、相模原都市計画区域に編入します。オレンジ色の区域の4箇所、合計約0.14ヘクタールについては、相模原都市計画区域から除外します。

資料の12ページをお開きください。

以上、相模原都市計画区域の変更について取りまとめますと、都市計画区域の面積は、0.12ヘクタール減少し、小数点以下の端数进行处理しますと、面積は変わらず11,027ヘクタールです。

資料の13ページをご覧ください。

相模原市決定の関連案件としまして、「区域区分の変更」などを行うこととしており、相模原市都市計画審議会が令和2年8月21日から9月15日までの期間に書面開催され、可決の答申がなされております。

資料の14ページをお開きください。

また、東京都決定の関連案件としまして、「都市計画区域の変更」などを行うこととしており、東京都都市計画審議会が令和2年9月7日に開催され、可決の答申がなされております。

資料の15ページをご覧ください。

町田市決定の関連案件としまして、「用途地域の変更」などを行うこととしており、町田市都市計画審議会が令和2年8月3日に開催され、可決の答申がなされております。

資料の16ページをお開きください。

最後に、手続きの経緯と、今後の予定について説明します。

まず、行政境界の変更手続きですが、このたびの両市の行政境界の変更は、東京都と神奈川県との境界の変更となるため、令和2年3月に神奈川県議会の議決を経て、7月に、東京都、相模原市、町田市と共に総務大臣へ申請されております。今後、総務大臣の告示が行われ、12月1日に、行政境界が変更されることとなっております。

「都市計画区域の変更」については、本日の審議会を経て、国土交通大臣に協議し、その同意を得たのちに、行政境界の変更にあわせて、12月1日に変更する予定です。

以上で、議第4389号「相模原都市計画区域の変更」についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございます。ただいま、幹事から、議第4389号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、御発言願います。

#### 【高見沢議長】

ございませんようですので、採決に入りたいと思います。

それでは、議第4389号を原案どおり可決してよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高見沢議長】

ありがとうございます。

それでは、議第4389号は、原案どおり可決いたしました。

次に、「報告事項」に移ります。

「かながわ都市マスタープランの改定素案について」、事務局から報告してください。

【池田幹事】

それでは、「かながわ都市マスタープランの改定素案」について、御報告します。

資料に基づいた説明の前に一言申し上げます。

県が策定する計画の改定時期についてですが、本県は、現在、新型コロナウイルス感染症への対応に全力をあげて取り組んでおり、計画等の改定時期を延期するかどうかなどの検討を進めてきたところです。しかし、今回報告の「かながわ都市マスタープラン」は、「都市計画区域マスタープラン」の上位計画であり、都市づくりを進めていく上で県民生活に大きな影響を及ぼすため、予定どおり改定に向けて作業を進めています。

それでは、お手元に「報告事項説明資料」として、「かながわ都市マスタープランの改定素案について」をお配りしておりますのでご覧ください。

資料の1ページをご覧ください。

まず、目次ですが、記載のとおり、1. かながわ都市マスタープランの概要、2. 改定の趣旨、3. 改定素案の概要（主な改定内容）、4. 今後の予定の順で御説明します。

資料の2ページをご覧ください。「1 かながわ都市マスタープランの概要」です。

(1) 目的・役割ですが、本プランは、①概ね20年後を展望した広域的な都市づくりの基本方向を示し、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。また、②総合計画の県土・まちづくり分野における基幹的な計画であるとともに、③都市づくりに係る個別計画や法定計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の指針となるものです。

資料の3ページをご覧ください。

(2) 構成ですが、本プランは、「第1章 これからの都市づくりに向けて」において、時代の変化と見通しや、これからの都市づくりの課題を整理し、これを踏まえて、「第2章 都市づくりの基本方向」において、県土・都市像などを定めています。

また、「第2章 都市づくりの基本方向」を踏まえて、「第3章 都市圏域別都市づくりの基本方向」、「第4章 広域的な視点に立った取組み」、「第5章 部門別都市づくりの方針」などを定めています。

資料の4ページをご覧ください。

(3) 特徴①「環境共生」の方向性ですが、本プランは、県土の土地利用状況などを踏まえて、複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン、自然的環境保全ゾーンという3つのゾーンと、水とみどりのネットワークを設定してします。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ることとしています。

資料の5ページをご覧ください。

(3) 特徴②「自立と連携」の方向性ですが、本プランは、県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置付け、県内外の連携や地域間連携を促進するため、連携軸を設定しています。

5つの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ及び情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めることとしています。

資料の6ページをご覧ください。次に、「2 改定の趣旨」です。

(1) 改定の趣旨ですが、本プランは、①前回改定から10年以上が経過していることや、②将来を展望すると、気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化やICTの技術革新といった社会経済情勢の変化などが見込まれることから、これらに的確に対応した都市づくりを進める必要があるため、本プランを改定することとしました。

なお、「新型コロナウイルス感染症への対応」についてですが、現時点では、都市づくりにどのような影響を与えるのか検証を行うことが困難であるため、改定素案では課題認識があるなどの記載に留め、今後、国の動向を注視するとともに県政策局との連携や有識者ヒアリングを行うなどして検討することとしています。

資料の7ページをご覧ください。

(2) プランの1本化ですが、本プランは、現在、「本編」、「津波対策編」及び「地域別計画」の3つの計画で構成されていますが、「趣旨」に記載していますとおり、今回の改定において1本化することとしました。

資料の8ページをご覧ください。次に、「3 改定素案の概要（主な改定内容）」です。

(1) 現行プランの検証結果ですが、「検討内容」に記載していますとおり、現行プランの検証を行いました。また、検討にあたっては、有識者への意見聴取や、庁内関係各課、市町村との連絡調整会議などを行っています。

その結果、現行プランにおける「持続可能な県土・都市づくり」などの基本方向は踏襲しつつ、新たな課題への対応の方向性を示していく必要があると整理しています。

資料の9ページをご覧ください。

(2) 都市づくりの基本方向ですが、現行プランと今回の改定素案の違いについて、表にしています。

まず、「展望時期」については、概ね20年後を展望することとし、現行プランにおける2025年を、2040年代前半にしています。

次に、「県土・都市像」については、現行プランを基本としつつ、安全で魅力のある都市づくりを進めるため、「魅力」と「強靱」という観点を追加しています。

次に、「基本方向」については、現行プランの記載を変え、社会経済情勢の変化などを踏まえて、SDGsの理念の共有、スマートシティ、ダイバーシティ、レジリエンスといった観点を重視し、民間活力の活用、特区制度などとの連携を図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりなどを進めることとしています。

資料の10ページをご覧ください。

(3) 社会経済情勢の変化などへの対応ですが、「①人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくり」として、地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」の形成などを進めていきます。

また、「②産業構造の転換などを踏まえた都市づくり」として、リニア中央新幹

線による国土構造の変革などを生かした都市づくりを進めていきます。

資料の 11 ページをご覧ください。

続きまして、「③2050 年脱炭素社会の実現などを踏まえた都市づくり」として、再生可能エネルギーの導入や、エネルギーの利活用を最適化するスマートコミュニティの形成などを進めていきます。

また、「④気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化などを踏まえた都市づくり」として、地震や風水害などへのハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進などを進めていきます。

資料の 12 ページをご覧ください。

続きまして、「⑤ICTの技術革新などを踏まえた都市づくり」として、ICTなどの新技術を活用したスマートシティの形成や、スマートモビリティ社会の実現などを進めていきます。

また、「⑥既存ストックの老朽化、官民連携の進展などを踏まえた都市づくり」として、インフラの予防保全による長寿命化、既存ストックの多機能化などを進めていきます。

資料の 13 ページをご覧ください。

最後に、「4 今後の予定」ですが、令和2年10月から11月にかけて、改定素案に対する県民意見募集を実施します。

その後、令和3年2月に、県民意見を反映した改定案のとりまとめを行い、2月から3月頃に、神奈川県都市計画審議会に改定案を報告した後、3月中に、本プランを改定・公表することを目指して作業を進めていきます。

「かながわ都市マスタープランの改定素案について」の報告は、以上でございます。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、御発言願います。

補足をお願いしたいのですが、この改定素案というのは委員の机上にあるのでしょうか。

#### 【池田幹事】

改定素案の概要版を配布しています。

#### 【高見沢議長】

パブコメが迫っているようですが、どんなスケジュールかというのと、改定素案ということなので本編ではなく内容をかいつまんでいるように見えるのですが、県民にはどういうものを見てもらえばいいのかというのを、あわせて教えてください。

#### 【池田幹事】

本日は、概要版という形で配布させていただきました。最初のページのご意見募集期間という部分ですが、今日御報告をさせていただいた後、10月28日から11月26日にかけて意見募集を行う予定で、事務局としては考えてございます。

次に本編を含めてどういった形でというところが、概要版の一番最後のページでございます。意見を提出する方法が何個か書いてある中で、太字で中段に書いておりますけれども、県政情報センターや各地域県政情報コーナー等に概要版でない改定素案

本体といったものを配架させていただいておまして、そちらでご覧いただくことができるようにさせていただいております。また、各土木事務所、それから県のホームページでも公開をさせていただく予定ですので、そちらで概要版、改定素案の本編をご覧になることができるようになっております。

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。

なにか御質問等ございませんでしょうか。

もう一点確認ですが、今まで三つに分かれていたものを一つにするというときに、単に合冊版を作るという意味なのか、3つに分かれていたのでは不都合があるので何らかの課題を改善するために何らかの工夫をしているのだとすれば、どういう意図かというのを御説明をお願いします。

**【池田幹事】**

報告事項説明資料の7ページをご覧いただければと思います。緑色の本編と、青色の津波対策編、それからピンクで示した地域別計画でございますが、今までそれぞれ策定の時期に多少ずれがございまして、本編を19年に策定した後に東日本大震災の発生がございまして、それを踏まえた津波対策編を追加で25年に作らせていただいたところでございます。今回は、気候変動などによる災害の頻発・激甚化は、津波に限らず風水害・地震といったものもすべてあわせて、津波ももちろん取り入れながら、災害への対応を考えていくということで、このようにさせていただいたところでございます。また、右側の地域別計画につきましては、こちらの中身の一部が、法定計画である都市計画区域マスタープランと重複するところもございます。それ以外の部分を吸収して、かながわ都市マスタープランとして、地域に目を向けた計画を単体で作らせていただいたところでございます。これによって、今まで分冊で、あちらの冊子こちらの冊子という形で御案内していたものを、一つの都市マスタープランとしてご覧いただき、理解しやすいようになったと考えております。

**【高見沢議長】**

大変よくわかりました。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

今日は報告ということでございますので、またいろんな方面から御意見を出していただくなり、市町村からも意見をいただくなかで、よりよいプランに仕上がっていくことを期待しております。

それではこれを持ちまして、「かながわ都市マスタープランの改定素案について」の報告を終了させていただきます。

以上で、本日の審議会を閉会いたします。

**<閉会>**